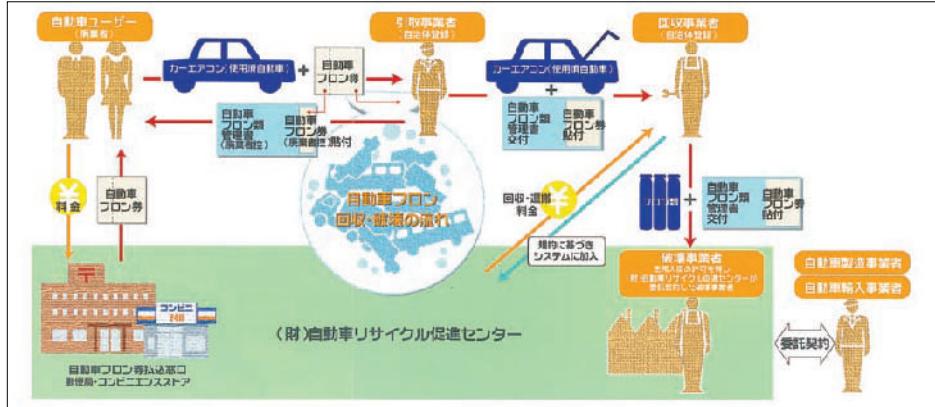


守ろう地球オゾン層

10月から

現在、私たち人類は、オゾン層破壊 地球温暖化といった地球規模の環境



オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロンを大気中に放出させないよう平成十四年十月一日（業務用冷凍空調機器のフロンは、平成十四年四月一日から施行）からフロン回収破壊法が施行されました。

「フロン回収破壊法」

カーナンバーや業務用冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類が、オゾン層の破壊及び地球温暖化物質であることから、昨年六月これらの一品を廃棄する際、製品に含まれるフロンの回収・破壊を義務付けました。

「自動車フロン券」

平成十四年十月一日から、自動車ユーズーは、カーエアコン付き自動車を廃棄する場合、カーエアコンに含まれるフロンの処理に要する費用の負担（自動車フロン券）が必要となりました。

自動車のフロンは、回収事業者による

「フロンの適正処理」

なお、引取事業者からは、自動車「ユーザー」に対し、「自動車フロン類管理書」の廃棄者控（A票）が交付されます。

一 使用済自動車の引渡し

地球環境の保護は、このような法律の適正な施行はもとより、使用者一人一人が自覚を持つて対応していくことが重要です。地球の未来のために、フロン回収にご協力をお願ひします。

つて回収されたうえ、破壊事業者にて引き渡され、破壊処理されます。また、関係する事業者には、引取数量、破壊数量等の記録・保存及び報告を義務付けており、フロンが適正に処理される仕組みとなつてあります。